

◆ 食品関連事業者の方へ ◆

カシューナッツが食物アレルギー表示の義務表示対象品目に追加されました。

義務表示	特定原材料 (9品目)	 えび  NEW カシューナッツ  かに  くるみ  小麦  そば  卵  乳  落花生 (ピーナッツ)
推奨表示 (任意)	特定原材料に 準ずるもの (20品目)	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・ ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ ピスタチオ NEW ・豚肉・マカダミ アナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

※「ピスタチオ」も特定原材料に準ずるものとして新たに追加されました。

**経過措置期間は、令和10年（2028年）3月末までですが、
早めの対応をお願いします。**

※経過措置期間の期日までに製造・加工・輸入される加工食品（業務用加工食品を除く）及び販売される業務用加工食品はなお従前の例によることができる。

セルフチェックしましょう！

- ☐ 使用している原材料にカシューナッツが含まれていないか確認しましょう。
- ☐ 2028年3月末までは、カシューナッツの食物アレルギー表示の対応済み食品と未対応食品が混在している可能性があります。原料メーカーに対応状況を予め確認しましょう。
- ☐ 原材料や添加物にカシューナッツが含まれていた場合、早めに食品表示を修正しましょう。
また、推奨表示（20品目）についても可能な限り表示しましょう。

表示方法

① 個別表示の場合

個々の原材料や添加物の直後に、含まれている特定原材料等を表示する、原則の表示方法です。原材料の場合は（〇〇を含む）と表示し、添加物の場合は（〇〇由来）と表示します。

クッキーの表示例（個別表示）

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、 <u>鶏卵*</u> 、 <u>カシューナッツ</u> 、 <u>バター*</u> 、食塩／ベーキングパウダー、乳化剤（ <u>大豆由来</u> ）、香料
------	---

* 鶏卵、バターは、特定原材料等と同じものであることが理解できる表記（代替表記）として認められています。カシューナッツに代替表記はありません。

② 一括表示の場合

特定原材料等を原材料欄の最後にまとめて表示する方法です。原材料と添加物を区分し、それぞれ事項を設けて表示する場合は、それぞれの事項内の最後に表示します。（一部に〇〇・〇〇を含む）と表示します。

クッキーの表示例（一括表示）

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、鶏卵、カシューナッツ、バター、食塩／ベーキングパウダー、乳化剤、香料、 <u>（一部に小麦・卵・カシューナッツ・乳成分・大豆を含む）</u>
------	--